松くい虫被害木駆除業務委託その４仕様書

（趣旨）

第１条　この仕様書は、令和８年度松くい虫被害木駆除業務委託その４の実施について定めたものであり、特別な指示を行う場合を除き、この仕様書に準じて作業を行うものとする。

（事前協議）

第２条　業務実施に当たり、受注者はあらかじめ発注者の指示を受け、業務実施の具体的な方法について十分熟知の上、業務を施行しなければならない。

（駆除方法）

第３条　駆除方法は伐倒くん蒸とし、「岩手県松くい虫防除標準仕様書」（平成10年10月２日付け緑第683号。以下「標準仕様書」という。）第７条（２）によるものとする。なお、くん蒸処理は12月25日までに完了しなければならない。また、薬剤散布後のくん蒸期間（14日以上）における駆除対象木の管理についても、本業務に含めるものとする。

（薬剤の使用方法）

第４条　標準仕様書第７条（２）ケ及び第11条によるものとする。

（薬剤及び資材受払簿の整備）

第５条　受注者は、薬剤、資材の購入及び使用について、受払簿（様式第３号）及び証拠書類を整備し、発注者に提出するものとする。

（作業員の社会保険等への加入）

第６条　受注者は、当該作業に従事するすべての作業員に対し、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済制度に加入させること。

なお、年齢制限等の事情により加入できないものがある場合は、作業着手前に発注者に協議し、承認を得ること。

（社会保険等加入状況調査表の整備）

第７条　受注者は、従事した作業員の社会保険等加入状況について、社会保険等加入状況調査表（様式第４号）及び証拠書類を整備し、調査表については発注者に提出し、証拠書類は発注者の求めに応じ提示できるよう、保管すること。なお、社会保険等加入状況調査表（様式第４号）においては、平均点数23点以上を確保すること。

（写真の整備）

第８条　受注者は、別記写真撮影基準に従い業務実施に関する写真を整備し、発注者に提出しなければならない。

（切株の保全について）

第９条　伐倒した被害木の切株の位置は、杭等で保全し完了検査時に現地で確認できるようにすることとし、杭には設計書と対応する被害木の番号を表示すること。

（その他）

第10条　この仕様書の定めに無いものについては、発注者と協議の上定めるものとする。